

平成 30 年 6 月 21 日

内閣官房長官
菅 義偉 殿

一般社団法人 日本即席食品工業協会
理事長 松尾 昭英



消費税率引上げによる需要変動の平準化対策について(要請)

平素より即席食品業界に対し、ご支援、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、6月15日に平成30年度のいわゆる骨太方針が閣議決定され、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期すとの基本的な考え方が示されました。また、去る4月13日には「消費税率引上げによる需要変動の平準化に関するタスクフォース」が立ち上げられ、消費税率引上げによる経済の振れをコントロールし、需要変動を平準化するための具体策の検討が、引き続き行われていくものと思われます。

もとより、デフレ脱却により本格的な景気回復の道筋を確かなものにすることが我が国の喫緊の課題ということは論を待たないと考えます。

しかしながら、平成30年度の骨太方針の策定過程において、一部報道によれば、これまでの消費税転嫁対策の考え方を大きく転換し、消費税還元セールの解禁や、総額表示の推奨が検討されているとも聞いております。

即席食品業界では、原料の高止まり、原油価格の高騰、労働力不足による人件費や物流費の上昇というコスト増要因に対し、人口減少等による消費の伸び悩みという構造的な課題を抱え、厳しい経営環境が続いている。

今般、消費税率の引上げにあたり十分にその機能を発揮してきた、消費税還元セール等の禁止や「外税方式」の併用を転換し、還元セールの解禁、「総額表示の推奨」をすることになると、従来の消費税率引上げ時にみられた買いたたきや消費者の混乱を招き、かえって適正な価格転嫁がなされず、即席食品事業者においてもそのしわ寄せが顕在化することが懸念されます。

特に、軽減税率の適用対象となる即席食品をはじめとした食料品については、軽減税率が適用されるにもかかわらず、外税表示されていたものが総額表示されることで、消費者に対してはあたかも大幅な価格上昇が生じたように見え、個人消費の大きな減退を惹起する恐れがあります。

つきましては、「消費税の転嫁対策特別措置法」の期限である2021年(平成33年)4月以降においても、これまでの消費税転嫁対策の基本的考え方を継承し、引き続き、消費税還元セール等を禁止するとともに、「外税方式」の存置を恒久化した上で、別途の経済対策を講じる等により消費税率引上げによる需要変動の平準化を実現させるようお願いいたします。